

宅方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎮、龜筮並從、宜建都邑、宜其營構資湏、隨事條奏、亦待秋收後合造路橋、子來之義、勿致勞擾、制度之宜、令後不如、九月戊寅、巡幸平城、觀其地形。

(續日本紀 桓武)延暦三年五月丙戌、勅遣中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂、從三位藤原朝臣種繼、左大辨從三位佐伯宿禰今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、參議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老、右衛士督正四位上坂上大忌寸苅田麻呂、衛門督從四位上佐伯宿禰久良麻呂、陰陽助外從五位下船連田口等於山背國、相乙訓郡長岡村之地爲遷都也。

(日本紀略 桓武)延暦十二年正月甲午、遣大納言藤原小黒麻呂、左大辨紀古佐美等、相山背國葛野郡宇太村之地爲遷都也。

(神皇正統記 桓武)はじめは平城にまします、山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる、山背の國をもあらためて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからはせたまひける、むかし聖德太子蜂岡にのぼりたまひて、太秦いまの城を見めぐらして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都をうつされて、かはるまじき所なりと、宣ひけるとぞ申傳えたる、其年紀もたがはず、また數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや、百練抄 高倉治承四年六月十五日、以輪田難被用帝都、可爲小屋野之由被改仰、而又播磨印南野可宣之由有沙汰、依無水難叶之者、

(源平盛衰記 十七) 福原京事

治承四年六月九日、福原ノ新都ノ事始アリ、上卿ハ後徳大寺ノ左大將實定、宰相ニハ土御門右中將通親、奉行ニハ頭右中辨經房藏人左少辨行隆也、河内守光行、丈尺ヲ取テ輪田ヲ松原西ノ野ニ、宮城ノ地ヲ定メケルニ、一條ヨリ五條マデ有テ、五條已下ハ其所ナシ、如何ガ有ベキト評定アリケルニ、通親勘テ三條大路ヲヒログテ、十二ノ通門ヲ立、大國ニモ角コソシケレ、吾朝ニ五條マデ